

# 鳥取縣公報

昭和十七年八月四日  
第千三百五十六號

火曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5判

## 告示

### ◇鳥取縣告示第五百十四號

東伯郡社村横田第二耕地整理組合設立ノ件認可セリ

昭和十七年八月四日

鳥取縣知事

土肥米之

### ◇鳥取縣告示第五百十五號

菜種子配付規程第三條ニヨリ本年配付スベキ菜種子數量左ノ通配付ス

昭和十七年八月四日

鳥取縣知事

土肥米之

品名	數量
菜種農林四號	石 四、九六
菜種農林九號	、二五

大朝鮮 一、〇〇  
計 六、二一

### ◇鳥取縣告示第五百十六號

爾絲調查員左ノ通囑託解囑及擔當調査區ノ變更アリタリ

昭和十七年八月四日

鳥取縣知事

土肥米之

#### 一、囑託及解囑

囑託 調查員姓名	解囑 調查員姓名	擔當調査範圍 番號 郡市町村名	執務場所	囑託解囑年月日
遠藤幸良		七二東伯郡 社村	社村役場	昭和十七年七月二十日
	清水賢一	七八同 由良町		死 亡

#### 二、擔當調査區ノ變更

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十七年八月四日 第千三百五十六號

一

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00861

繭絲調査員氏名	番號	新擔當調査區	舊擔當調査區	變更年月日
福新覺藏	七八	東伯郡由良町役場	東伯郡社村	昭和十七年七月二十日

鳥取縣告示第五百十七號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年八月四日

鳥取縣知事 土肥米之

名稱	位置	設置者
鳥取縣東伯郡日下村外二ヶ村組合立三和青年學校	東伯郡日下村大字福庭四百參拾八番地	東伯郡西郷村學校組合
鳥取縣東伯郡東郷村外四ヶ村組合立青年學校東郷實科專修學校	東伯郡東郷村大字田畑三十番地次貳	東伯郡東郷村外四ヶ村學校組合

鳥取縣告示第五百十八號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十七年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年八月四日

名稱	位置	設置者
鳥取縣東伯郡西郷村青年學校	東伯郡西郷村	國民學校ニ併設
鳥取縣東伯郡上北條村青年學校	東伯郡上北條村	國民學校ニ併設
鳥取縣東伯郡鳥取縣東伯郡松崎村組合立青年學校東郷實科專修學校	東伯郡東郷村松崎村	東伯郡東郷國民學校ニ併設
鳥取縣東伯郡泊村青年學校	東伯郡泊村	國民學校ニ併設
鳥取縣東伯郡花見村青年學校	東伯郡花見村	國民學校ニ併設
鳥取縣東伯郡舍人村青年學校	東伯郡舍人村	國民學校ニ併設

鳥取縣告示第五百十九號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十七年八月四日

鳥取縣知事 土肥米之

本籍 鳥取縣氣高郡豐實村大字野坂二三四番地  
住所 同上

彙報

草刈運動を徹底普及せよ

— 草刈こそは食糧増産の鍵 —  
(農務課)

農家の夏の朝草刈りは近年まで缺ぐべからざる重大行事として何れの地方何れの家でも勵行されてゐたものだが、金肥使用が簡易に出来るやうになつた頃から急激にこの美風が衰退するに至つたことは、我が農業經營の上からまことに遺憾である。

殊に近時支那事變以來金肥の輸入がだん／＼不圓滑となり、其の後第二次歐洲大戰の方、格別米英等の敵國が日本を經濟的に封鎖しようとするに至つてこの傾向は刻々に緊迫し、今や大東亞戰爭の開始と共に肥料の海外よりの輸入は完全に杜絶するに至つてゐるのであつて、一面農産物増産・食糧確保の要特に緊切な今日、なほ未だ農村に於ける草刈が往時の如く充分勵行されるに至らないことは、それは勞務の不足等いろ／＼やむを得ぬ事情はあるとしても、一日も速かに是正されねばならぬ重要な行事で

鳥取縣告示第五百二十號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十七年八月四日

鳥取縣知事 土肥米之

本籍 鳥取縣東伯郡八橋町大字八橋一五二三番地  
住所 東伯郡八橋町大字八橋九三四番地

昭和十七年七月二十七日 號登錄 柿本いし子  
第 八 七 一 號  
明治四十四年十二月十五日生

鳥取縣告示第五百二十一號

岩美郡浦富町大字浦富

浦富海水浴場組合長

武田久四郎

右者ニ對シ左記游泳場ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十七年八月四日

鳥取縣知事 土肥米之

- 一、名稱 浦富海水浴場
- 二、所在地 岩美郡浦富町大字浦富地内
- 三、開設期間 自七月十日 至八月三十一日

00863

ある。

昭和九年から同十一年に至る我國内地の平均肥料消費状況は

販賣肥料 二億七千六百萬圓  
 自給肥料 三億二千八百萬圓

内 譯

堆厩肥 一億六千七百二十萬圓  
 綠肥 二千五百七十七萬圓  
 人糞尿 五千六百五十萬圓  
 その他 七千八百五十四萬圓

であつて、堆厩肥の六割を草とすると綠肥と合せて約一億三千万圓、金肥の約五割が草から生れてゐることになる。又野生草の利用が約二千萬圓と推定されてゐるから右の期間に於ける我が國の草の利用は年約一億五千萬圓と考へられるのである。

これは支那事變前の調べであるから、事變後から今日にかけては益々農業經營に野生草を利用すべき量は甚しき増加を見るわけであつて、大東亞戰爭の目的完遂の爲には一億國民擧つて國內未利用資源を開發せねばならぬ時、山野を始め至る處に無量の肥料資源として存在する野草を刈取つて、その自給増産を圖することは國民の急務といはねばならぬ。

大政翼贊會では八月八日の大詔奉戴日實施方策として都市に於て「一齊ラジオ体操」を實施すると共に、農山村及び農業を營む都市に於て「一齊草刈運動」を取り上げて全國的に實施し、大詔奉戴の佳日に當り健民勤勞報國の精神を基調とする一齊運動を實施し、心身の鍊成を行ふと同時に政府の提唱せる飼料肥料自給増産に側面より支援して全農民の草刈運動を興隆せしめ、金肥による肥料充足の弊風を一洗して國民自身の勤勞による肥料の自給自足の美風を復活普及せしめることになつてゐるのである。

抑々山野草を利用する自給肥料は耕地の生産力を培養増加し、特にこれを厩肥として使用すれば、その成分は窒素、磷酸、加里の三要素を含有する完全肥料であつて何れの作物に施用するも肥効高く、且つ有効バクテリアの繁殖を促進し、硫酸、石灰窒素の如き流じし易い成分もこれを併用することによつて保存せられて効果多く、大豆粕・鶏糞等のやうな分解困難な肥料もこれを溶解性にして肥効を速かにし、其の他土壌を膨軟にし、氣水の流通をよくし、保温・保水・保肥等の力を増進し、耕土を増加し、炭素質を調節し、或は莖稈を強剛にして病害に對する植物の抵抗力を増大する等の効果は實に非常なるものがある。

00864

縣民各位は是非この運動を機會に夏期の草刈の機運を促進し、自然の遺利を活用して金肥使用を抑制し、且つ食糧増産の目的完遂に格段の協力を切望に堪へぬ次第である

### 本年の肥料割當量決る

—八月から十二月までの分—

(農務課)

縣では八月より十二月までの本年肥料割當量を決定したが、今回配給される統制肥料は硫酸アンモニヤ二、一四〇瓩(五七〇、五二四貫)、過磷酸石灰一、七二〇瓩(四五八、五五二貫)、石灰窒素七八〇瓩(二〇七、九四八貫)、トーマス燐肥三〇〇瓩(七九、九八〇貫)、特殊化成肥料六〇〇瓩(五五、九八〇貫)、大豆油粕

一、〇一七瓩(二七一、一三三貫)、大豆粕以外の植物油粕三八〇瓩(八一、〇四六貫)、鰹又は鰹粕二七五瓩(一〇六、二九三貫)、其の他の水産物動物質肥料一〇〇瓩(二七、九九三貫)、計七、三一二瓩(一、八五九、四四八貫)である。

之を前年同期に較べると硫酸アンモニヤ一〇八瓩(二八、七九三貫)、過磷酸石灰八一九瓩(二一八、三四五貫)、鰹又は鰹粕二一〇瓩(五五、九八六貫)、其の他の水産物動物質肥料一四一瓩(三七、五九〇貫)、トーマス燐肥一〇瓩(二、六六六貫)の各減少を示し、大豆油粕は七一九瓩(一九一、六八五貫)、石灰窒素一〇瓩(二、六六六貫)、特殊化成肥料四〇〇瓩(一〇六、六四〇貫)を増加して、大豆油粕以外の植物油粕は同量となつてゐるが、本年は高度化成肥料、磷酸アルミナは配給せられない。

此處に右統制肥料を月別に分類し、更に市町村別割當方針を示すと次の如くである。

▲月別配給數量

種類別	八月	九月	十月	十一月	十二月
硫酸アンモニヤ	六六〇瓩 (一七五九五貫)	二七〇瓩 (七二九六二貫)	三三〇瓩 (八七九六六貫)	三三〇瓩 (八七九六六貫)	五六〇瓩 (一五九六六貫)
過磷酸石灰	二六〇 (六九、三六)	二八〇 (七四、六四)	三三〇 (八七、九六)	五〇〇 (一四七、七六)	三三〇 (九七、三六)

00865

大豆油粕	二五七 (六、五六)	一九〇 (五、六五四)	一九〇 (五、六五四)	一九〇 (五、六五四)
大豆油粕以外の植物油粕	一〇〇 (二、六六〇)	一〇〇 (二、六六〇)	七〇 (一、八六二)	四〇 (一〇、六六〇)
鯧又は鯧粕	九〇 (二、三九九)	九〇 (二、三九九)	二五 (六、六六五)	二五 (六、六六五)
其他水産動物質肥料	二五 (六、六六五)	二五 (六、六六五)	二〇 (五、三三三)	一五 (三、九九九)
石灰 窒素	二九〇 (八、七三四)	一四〇 (七、三四)	七〇 (一、八六二)	五〇 (一三、三三〇)
トーマス 燐肥	—	—	三〇〇 (七、九九八)	—
特殊化成肥料	一〇〇 (二、六六〇)	一〇〇 (二、六六〇)	一〇〇 (二、六六〇)	二〇〇 (五、三三〇)

▲市町村別割當方針

今回の統制肥料は主要食糧作物たる麥の生産確保に主眼を置き、其他の計畫増産農作物の増産をも考慮し、次の標準に依つて作付面積、従来の肥料消費の慣行、自給肥料の生産等の實情を照應して割當をなすこと

イ、硫酸アンモニヤ、石灰窒素、化成肥料及び臨時配給肥料の無機質窒素肥料に付ては窒素として硫酸に換算し、次の標準に依る數量を配給すること

作物別	反當標準施肥量	配給割合
麥類	五、五〇〇 四、〇〇〇 三、〇〇〇	七五% 同 同
桑	三、四〇〇 二、八〇〇	同五〇%
二十世紀梨及果樹	八、〇〇〇	同

00866

園藝及食用作物	同	三、〇〇〇	同
菜種	同	五、〇〇〇	同
ラミー、麻類	同	一〇、〇〇〇	同

ロ、過燐酸石灰、トーマス燐肥、燐酸アルミナ、化成肥料及び臨時配合肥料の無機質燐酸肥料に付ては燐酸として過燐酸石灰に換算し割當をなすこととし、次の標準に依る數量を配給すること

作物別	反當標準施肥量	配合割合
麥類	四、〇〇〇 三、五〇〇 三、〇〇〇	八〇% 同 同
二十世紀梨及果樹	一五、〇〇〇	三〇%
園藝及食用作物	三、〇〇〇	同
煙草	三〇、〇〇〇	四〇%

ハ、大豆油粕、鯧及鯧搾粕、大豆粕以外の植物油粕、其他の動物質肥料、骨粉等及び臨時配合肥料の有機質肥料は窒素として大豆油粕に換算し、次の標準に依る數量を配給すること

尙ほ産業組合及び商業組合の月別取扱數量を示すと次の如くである。

▲産業組合扱(單肥)

作物別	反當標準施肥量	配給割合
麥類	四、〇〇〇 三、五〇〇 三、〇〇〇	八〇% 同 同
二十世紀梨及果樹	一五、〇〇〇	二五%
園藝及食用作物	二、〇〇〇	同

種類別	八月	九月	十月	十一月	十二月
硫酸アンモニヤ	(一五六越)	—	—	—	(二一六越)
過磷酸石灰	(四、五〇貫)	—	—	(二、六六貫)	(五七、八五貫)
大豆油粕	(四、一六)	(一、六〇貫)	(四、五二越)	(三、五九五)	(三、五三七)
大豆油粕以外の植物油粕	—	—	(九、三三貫)	(九、三三貫)	(五、三三〇)
鯷又は鯨粕	—	(六、六八)	(六、一三貫)	(六、六六貫)	—
其の他の水産動物質肥料	(三、九一五)	(二、六六六)	(二、六六六)	—	(三、九九九)
石灰窒素	(五、一八八)	(四、七九〇)	(四、九九〇)	(七、四六貫)	(三、三三〇)
トーマス燐肥	—	—	—	(五、一九五)	—
特殊化成肥料	(一七、三三九)	(七、三三九)	(七、三三九)	(一七、三三九)	(四、六五〇)
▲商業組合扱(單肥)					
種類別	八月	九月	十月	十一月	十二月
硫酸アンモニヤ	(三、三三貫)	—	—	—	(三、一七越)

種類別	八月	九月	十月	十一月	十二月
過磷酸石灰	—	—	—	(三、一〇〇貫)	(三、一〇〇貫)
大豆油粕	(三、九九九)	—	(三、九九九貫)	(三、九九九貫)	(三、九九九貫)
大豆油粕以外の植物油粕	—	—	(九、三三貫)	(九、三三貫)	(五、三三〇)
鯷又は鯨粕	—	(六、六八五貫)	(五、八六五貫)	—	(六、六六五)
其の他の水産動物質肥料	(二、六六六)	(五、九九九貫)	(二、六六六貫)	(三、九九九貫)	—
石灰窒素	(一、〇二)	(三、八六貫)	(三、三三貫)	(二、一七貫)	—
トーマス燐肥	—	—	—	(一、〇五)	—
特殊化成肥料	(九、三三貫)	(九、三三貫)	(九、三三貫)	(九、三三貫)	(八、六六貫)
▲臨時配合肥料の兩組合扱					
種類別	八月	九月	十月	十一月	十二月
十二號(商産組)	10,208 呎	11,915 呎	13,000 呎	14,111 呎	15,222 呎
十四號(商産組)	7,333 呎	7,565 呎	8,555 呎	9,545 呎	10,535 呎
十七號(商産組)	—	—	—	—	—

# 旱魃に對する 水稻應急處置

(農務課)

本年の稻作況は目下のところ病虫害少く、又分蘗も盛んですくしく成育し豊年疑ひなしと見られてゐるが、所に依つては植付以來一滴の降雨を見ないために井手水が枯涸し、稻田の地面が幹割れて雑草の繁茂するに委せてあるところが相當に見受けられ、此の儘放置して置いては主要食糧増産上大なる齟齬を來す虞れがあるので、縣では今回次の如き旱魃對策を講じて所期の目的を達することゝなつた。切に農家各位の努力を望む次第である。

### 一、水利調整

- 1、各水系に應じ灌漑用水の自治的調整を圖ること
- 2、昭和十五年八月公布の國家總動員法に基く農業水利臨時調整令の趣旨に則り通し水、分水等の互助相助の精神と併せて水の配分に努めること
- 3、臨時調整令の活用には地方事務所内耕地課及び郡農會と打合せすること

### 二、灌漑用資材

- 1、揚水用石油は郡農會と打合せの上所轄警察署を經由して市町村農會より申請あり次第特配中であるが、今後相當量入用と見越して本省に特配給方を手續中である
- 2、揚水機、發動機、電動機等の農具は農會で農産生産統制令に依り之が移動計畫を樹て、共同利用に努められたい
- 3、灌漑用設備
- 4、植付未了地の指導

揚水機に依る水の汲上、貰ひ水其他の工夫に依り極力植付に努められたい。併し植付の時期にも限度があるから、假植を行つた苗を植える場合、株分を行ひ得る場所等では八月五日頃までに植付を終り、之以上遅れる場合は代用作物たる小豆、甘藷、黍、青刈大豆、粟、胡麻、蕎麥、美濃早生大根、休菜、白菜、胡蘿蔔、馬鈴薯等を仕付ける方が賢明である

### 一、晩植上の注意

イ、播秧期の遅れるに従ひ栽植株數及び一株本數を多くして

00870

00869

### 耐病性品種を選ぶこと

- ロ、植付の際速効性肥料を施用すること
- ハ、既に基肥を相當に施用した場合は植付肥は幾分控目にして施用し、基肥を控目とし追肥を行ふ豫定のもの追肥の施用量を減らすこと

### ニ、中耕除草は早目に町嚙に行ふこと

- ホ、浮塵子の防除に努めること
- ヘ、稻熱病の防除に努めること

### 五、本田植付後旱魃を受けたものゝ指導

- 一、灌水を極度に節水するは勿論であるが、幼穗形成期には必ず灌水するやうに努め、穂孕期には断水しないこと。溜池がりの水田に對しては特に幼穗形成期に配水し得るやう考慮すること
- 二、用水が不足し亀裂を生じた場合は田面を薄く削つて除草し毛細管現象を阻止すること
- 三、株間に麥稈刈草等を撒布し或は淺耕を行ひ水分の蒸散を防止すること
- 四、地下水(井戸堀、伏流水)の利用に努めること
- 五、施肥上の注意

イ、硫酸の肥効最も大であるから之が施用に努めると共に分

### 施に行ふこと

- ロ、分施に當つては土壌と混和することが大切である
- ハ、旱魃の程度比較的輕少の場合は豫定の通り穂肥を施し、旱魃激甚な場合は之を中止すること

### 6、病虫害防除

イ、稻熱病は旱魃後降雨を見、急速に發育する場合に發生が多いから充分警戒し防除に努めること  
ロ、浮塵子發生の場合があるから注油驅除を行ふこと。但し水がないため注油驅除困難な場合は藥劑撒布をなすこと  
ハ、其の他詳細な指導は市町村農會技術員の指導に待つこと

### ◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名 不詳
  - 二 年齢、男女ノ別 男、推定三十七、八歳位
  - 三 人相 身長五尺四寸位 小柄 喉頭部ヲ踐シ頭部顔面全クナシ
  - 四 著衣 コットンスボン下二枚、コルテン足袋一足、風呂敷一枚其ノ他所持金品ナシ、風呂敷ニハ 馬場吳服店電話番號二三一番ト印アリ
  - 五 發見年月日 昭和十七年五月十四日午前八時頃
  - 六 發見場所 梶延村字音類番外地海岸ニ漂着ス
  - 七 死亡年月日 發見シタル日ヨリ推定五十日間前程度
  - 八 假埋葬場所 梶延村字音類番外地
  - 九 取扱者 北海道天鹽郡梶延村長
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度